

香取市地域公共交通協議会規約の一部改正について 新旧対照表

改正後		改正前	
香取市地域公共交通協議会規約 別表（第4条関係）		香取市地域公共交通協議会規約 別表（第4条関係）	
関係運輸支局長又はその指名する職員	関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送）	関係運輸支局長又はその指名する職員	関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送）
千葉県公共交通担当職員	千葉県総合企画部交通計画課 地域公共交通担当課長	千葉県公共交通担当職員	千葉県総合企画部交通計画課 地域公共交通担当課長
乗合バス等関係事業者又は関係団体の代表者	一般社団法人千葉県バス協会 専務理事	乗合バス等関係事業者又は関係団体の代表者	一般社団法人千葉県バス協会 専務理事
	一般社団法人千葉県タクシー協会 専務理事		一般社団法人千葉県タクシー協会 専務理事
	北総自動車株式会社 代表取締役		北総自動車株式会社 代表取締役
	京成タクシーイースト株式会社 代表取締役		京成タクシー成田株式会社 代表取締役
	京成バス千葉イースト株式会社 取締役		千葉交通株式会社 取締役
	関鉄観光バス株式会社 佐原営業センター長		関鉄観光バス株式会社 佐原営業センター長
	ジェイアールバス関東株式会社 成田空港支店長		ジェイアールバス関東株式会社 東関東支店長
	晃進物流株式会社 代表取締役		晃進物流株式会社 代表取締役
	関東鉄道株式会社 常務取締役		関東鉄道株式会社 常務取締役
	東日本旅客鉄道株式会社 佐原駅長		東日本旅客鉄道株式会社 佐原駅長
乗合バス等関係事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	千葉交通労働組合 書記長	乗合バス等関係事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	千葉交通労働組合 書記長

道路管理者	千葉県香取土木事務所 所長	道路管理者	千葉県香取土木事務所 所長
関係警察署員	香取警察署 交通課長	関係警察署員	香取警察署 交通課長
地域住民を代表する者	佐原地区市民代表	地域住民を代表する者	佐原地区市民代表
	小見川地区市民代表		小見川地区市民代表
	山田地区市民代表		山田地区市民代表
	栗源地区市民代表		栗源地区市民代表
地域福祉推進に携わる者	社会福祉法人香取市社会福祉協議会 事務局長	地域福祉推進に携わる者	社会福祉法人香取市社会福祉協議会 事務局長
識見を有する者	NPO法人まちづくり支援センター 代表理事	識見を有する者	NPO法人まちづくり支援センター 代表理事
市長が必要と認める者	香取市高齢者クラブ連合会 会長	市長が必要と認める者	香取市高齢者クラブ連合会 会長
市の職員	総務部長	市の職員	総務部長
	総合政策部長		総合政策部長
	生活経済部長		生活経済部長
	福祉健康部長		福祉健康部長
	建設水道部長		建設水道部長
	教育次長		教育次長

令和 7 年 4 月 1 日改正 令和 7 年 4 月 1 日施行

香取市地域公共交通協議会規約

(設置)

第1条 香取市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条の規定及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）により、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）及び生活交通確保維持改善計画（以下「改善計画」という。）の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における需要に応じた旅客輸送の確保と利便性の向上を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を千葉県香取市佐原口2127番地に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画及び改善計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画及び改善計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画及び改善計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 市の総合的な交通施策に関すること。
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (6) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (7) 特定非営利活動法人等が行う自家用有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌握し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、在任委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 会議は必要に応じて書面による開催とすることができる。
- 6 前各号に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第8条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、香取市総合政策部企画政策課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第11条 協議会に監査委員を2人置く。

- 2 協議会の監査委員は、委員の中から会長が任命する。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第13条 委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

- 2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、香取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成18年香取市条例第40号）の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 20 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 1 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 1 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 6 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6 年 7 月 22 日から施行する。

別表（第4条関係）

関係運輸支局長又はその指名する職員	関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送）
千葉県公共交通担当職員	千葉県総合企画部交通計画課 地域公共交通担当課長
乗合バス等関係事業者又は関係団体の代表者	一般社団法人千葉県バス協会 専務理事
	一般社団法人千葉県タクシー協会 専務理事
	北総自動車株式会社 代表取締役
	京成タクシー成田株式会社 代表取締役
	千葉交通株式会社 取締役
	関鉄観光バス株式会社 佐原営業センター長
	ジェイアールバス関東株式会社 成田空港支店長
	晃進物流株式会社 代表取締役
	関東鉄道株式会社 常務取締役
	東日本旅客鉄道株式会社 佐原駅長
乗合バス等関係事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	千葉交通労働組合 書記長
道路管理者	千葉県香取土木事務所 所長
関係警察署員	香取警察署 交通課長
地域住民を代表する者	佐原地区市民代表
	小見川地区市民代表
	山田地区市民代表
	栗源地区市民代表
地域福祉推進に携わる者	社会福祉法人香取市社会福祉協議会 事務局長
識見を有する者	NPO 法人まちづくり支援センター 代表理事
市長が必要と認める者	香取市高齢者クラブ連合会 会長
市の職員	総務部長
	総合政策部長
	生活経済部長
	福祉健康部長
	建設水道部長
	教育次長